

随意契約に付する理由書

工 事 名 : 大阪府宮堺宮山台4丁第2期住宅(建て替え)仮設進入路改修その他工事

本工事は、現在施工中の大阪府宮堺宮山台4丁第2期高層住宅(建て替え)新築工事の工事車両仮設進入路の改修と屋外スロープ手摺設置を行うものです。

仮設進入路については第2期住宅の工事車両通行のため、令和元年8月から令和2年4月までの期間で団地内駐車場を移転した跡地に仮設進入路を整備したもので、団地住民の車両も通行しています。この仮設進入路は第2期住宅の工事完了後、令和5年度工事として造園工事を行う際にも使用し、その後仮設進入路撤去工事にて団地内駐車場に復旧するものですが、工事車両と住民車両が頻繁に通行するためアスファルト舗装の損傷(亀裂、沈下、剥がれ)が進んでおり、令和5年度工事まで現状の舗装損傷を放置できない状況で、速やかに舗装改修が必要となっています。

また、屋外スロープ手摺設置については当初より第2期住宅工事に含めておらず、令和5年度の造園又は仮設進入路撤去工事にて施工予定で、手摺が完成するまでスロープをフェンスバリアードで囲み、使用しないことで住宅整備課と調整していましたが、団地自治会より令和5年5月入居開始時から屋外スロープが使用できるようにと強い要望があり、令和4年度工事として仮設進入路改修と併せて施工することとしました。

現在第2期住宅の工事中であり、仮設進入路の舗装についてはこれ以上損傷しないよう車両通行量を抑制し管理する必要があり、第2期住宅の受注者以外の施工となれば仮設進入路の車両通行量が増加し、調整がより煩雑となります。下記の受注者へ発注することにより、工期の短縮及び経費の節減が図れるとともに、仮設進入路の路面状況を把握しており車両通行量の抑制や管理が行いやすく、交通誘導も円滑に行えます。また屋外スロープ手摺設置についても、工事経費の節減が図れるとともにスロープ工事完了後に引き続き手摺工事を行うことが出来るため工事が円滑に進むとともに、入居開始時から屋外スロープ使用が可能となり住民の利便性も向上します。

以上のことから、住宅建築局入札参加資格等審査部会に諮り了承を得た、第2期新築工事の受注者である株式会社旭工建より見積書を徴取することとし、その結果が予算及び予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき随意契約を締結するものです。

併せて、見積書を同社より徴取することとし、比較見積書については、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により省略するものとします。

記

工 事 名 称 : 大阪府宮堺宮山台4丁第2期高層住宅(建て替え)新築工事

受 注 者 : 株式会社 旭工建

工 事 期 間 : 令和2年12月22日~令和5年3月31日(4月20日工期延期予定)

請負代金額 : \ 1,253,522,600-